平成２６年（フ）第１５９６号
東京都大田区南馬込３丁目６―11　コーポ金子１Ｆ
債務者　中村ムチ子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５９７号
東京都足立区栗原４丁目４―20―101
債務者　加藤　正人
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５９８号
東京都墨田区菊川３丁目15―７―302
債務者　山村ひとみ
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６１３号
東京都小金井市本町１丁目３―７―103
債務者　美島　秀美
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６１５号
東京都大田区南馬込１丁目６―４―506
債務者　井上　友美
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６１９号
東京都台東区日本堤２丁目26―３―201
債務者　有川　秀司
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６２０号
東京都大田区仲六郷２丁目30―８―202
債務者　與儀　和彦
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６２３号
東京都杉並区下高井戸４―４―13―102、住民票上の住所神奈川県横浜市磯子区磯子２丁目28―26―508
債務者　伊藤由紀子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６３２号
神奈川県相模原市中央区相模原４丁目７―10―1103
債務者　佐川　咲子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６３４号
東京都三鷹市新川６丁目26―４―201
債務者　野田　羊子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４１号
東京都八王子市台町４丁目40―10
債務者　下田　治男
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４２号
東京都練馬区南大泉２丁目14―１
債務者　高梨　晶一
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４３号
東京都中野区沼袋２丁目40―12―304
債務者　進藤　浩太
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４６号
東京都豊島区池袋本町２丁目35―１
債務者　安藤　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６５０号
東京都文京区本郷４丁目37―１―202
債務者　堀田　誠二
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６５１号
東京都豊島区南長崎２丁目６―３―101
債務者　青木　一成
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部